

受注者に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応について

香川県土木部技術企画課

1. 初動対応

(1) 報告

受注者⇒監督員等⇒土木事務所等課長⇒土木監理課
↳ 土木事務所等所長、次長等

(2) 地元関係者等への周知

地元関係者への周知は、原則として保健所が実施する濃厚接触者の調査によるものとし、工事等発注者としての周知は行わない。

なお、地元関係者から問合せがあった場合は、「必要な方については保健所が濃厚接触者の調査を行っている」ことを説明する。

陽性者等の受注工事場所から判断し、明らかに問合せ者と接触の可能性が無い場合は「陽性者等は担当業務が異なる」ことを説明する。

(3) 濃厚接触者（職員）の自宅待機

原則として保健所の判断による。

2. 業務継続に関する措置

(1) 工事

①工期延長の意思確認

受注者から工期延長等の申し出があった場合は、技術企画課に報告・協議のうえ適切に対応する（工事は中止し、工期延長等の手続きを取る。工事中止手続きについて確認が必要。）。

②継続すべき工事

・施工中の工事は原則として施工中止とするが、道路通行規制中の工事、施工時期の制約を受ける河川・港湾工事等、夜間等に緊急対応が必要となる維持修繕工事（土木、舗装、交通安全、電気、河川、砂防、港湾）、道路巡視工は原則として継続する。

・夜間等に緊急対応が必要となる維持修繕工事（土木、舗装、交通安全、電気、河川、砂防、港湾）で継続が困難な場合は、陽性者等が発生した業者が管轄するエリアの隣接エリアの業者へ応援を依頼する。

・道路巡視工による管内パトロールは継続する。自社での対応が困難な場合は、舗裝修繕工事受注者等に協議する。

③施工中止の場合の現場安全対策

施工中止とする場合で、通行規制解除や河川安全対策など、応急措置が必要な場合は、維持修繕工事での対応を検討し、受注業者と調整を行う。（現況出来高の確認方法、応急工事の範囲）

④対面による手続きに関する留意事項

工事に関する手続き（契約手続き、工事監督員との協議・打合せ）について、やむを得ず土木事務所での対面による手続きが必要な場合は、最小限の人数で濃厚接触を避ける場所（開放空間）、配置（2 m以上の離隔）、マスク着用、短時間、引渡物の消毒の徹底などのもと実施することを要請する。

次頁に続く

(2) 委託業務

①工期延長の意思確認

社内の陽性者等状況を把握し、受注者から工期延期の申し出があった場合は技術企画課に報告・協議のうえ適切に対応する。

②対面による手続きに関する留意事項

やむを得ず、対面で協議を行う場合は、最小限の人数で濃厚接触を避ける場所（開放空間）、配置（2 m以上の離隔）、マスク着用、短時間、引渡物の消毒の徹底などのもと実施することを要請する。

(3) 工事・業務の新規契約

入札により当該業者が落札し、当初契約が未完了の場合、契約の意思、工期（施工中止期間）を確認する。